

平成 23 年 3 月盛岡市議会定例会
〔 提 出 発 議 案 〕

平成 23 年 3 月 28 日提出

発議案第 1 号 盛岡市議会委員会条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例について

発議案第 2 号 東北地方太平洋沖地震に関する決議について

発議案第 1 号

盛岡市議会委員会条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例について

標記について、会議規則第 13 条の規定により別紙のとおり提出いたします。

平成 23 年 3 月 28 日

提出者	盛岡市議会議員	熊 谷 喜美男
賛成者	盛岡市議会議員	高 橋 重 幸
〃	〃	竹 田 浩 久
〃	〃	鈴 木 一 夫
〃	〃	伊 勢 志 穂
〃	〃	佐々木 信 一
〃	〃	村 田 芳 三
〃	〃	中 村 一
〃	〃	庄 子 春 治
〃	〃	豊 村 徹 也
〃	〃	工 藤 由 春
〃	〃	伊 達 康 子
〃	〃	守 谷 祐 志

盛岡市議会議長 佐 藤 栄 一 様

盛岡市議会委員会条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例

盛岡市議会委員会条例の一部を改正する条例（平成22年条例第49号）の一部を次のように改正する。

附則中「平成23年5月2日」を「平成二十三年東北地方太平洋沖地震に伴う地方公共団体の議会の議員及び長の選挙期日等の臨時特例に関する法律（平成23年法律第2号）第1条第1項に規定する特例選挙期日」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

提案理由

平成二十三年東北地方太平洋沖地震に伴う地方公共団体の議会の議員及び長の選挙期日等の臨時特例に関する法律（平成23年法律第2号）第2条の規定により、平成23年5月1日までを任期とする盛岡市議会議員の任期が特例選挙期日の前日まで延長されたことに伴い、盛岡市議会委員会条例の一部を改正する条例の施行日を延期しようとするものである。

発議案第 2 号

東北地方太平洋沖地震に関する決議について

標記について、会議規則第 13 条の規定により別紙のとおり提出いたします。

平成 23 年 3 月 28 日

提出者	盛岡市議会議員	熊 谷 喜美男
賛成者	盛岡市議会議員	高 橋 重 幸
〃	〃	竹 田 浩 久
〃	〃	鈴 木 一 夫
〃	〃	伊 勢 志 穂
〃	〃	佐々木 信 一
〃	〃	村 田 芳 三
〃	〃	中 村 一
〃	〃	庄 子 春 治
〃	〃	豊 村 徹 也
〃	〃	工 藤 由 春
〃	〃	伊 達 康 子
〃	〃	守 谷 祐 志

盛岡市議会議長 佐 藤 栄 一 様

東北地方太平洋沖地震に関する決議

去る3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震は、国内観測史上最大となるマグニチュード9.0を記録し、その後発生した大津波等により多くの尊い生命、貴重な財産が一瞬にして奪われるなど、未曾有の大災害となった。

岩手県では沿岸部を中心に死者・行方不明者数が8千人に迫り、全国では2万7千人を超える状況となっている。いまだ家族の安否がわからずにいる方も多く、その報道に接するたびにやりきれない思いがこみあげ、まさに断腸の思いである。この大震災で亡くなられた方々と御遺族の皆様は深く哀悼の意を表するとともに、被災された皆様に心からお見舞いを申し上げますものである。

避難所生活を余儀なくされている人は、確認されているだけでも岩手県で約4万2千人、全国で約24万2千人にもものぼるが、決して良い環境とは言えず、低体温症等によりせつかく助かった命が奪われてしまうなど、食料や生活物資の不足に加え、感染症や精神的ストレスなどによる健康面も懸念されているところである。

本市においては、地震直後の停電や断水、通信障害といった事態は概ね解消されたものの、いまだ食料品や燃料が不足し、日常生活や経済活動等に大きな支障を来たしており、特にガソリン・灯油の不足は深刻な問題となっている。

被災者の救済のため、本市においても岩手県などとの連携のもとに救援活動を進めているところであるが、国においては、被災者の一刻も早い救済と生活再建に特段の措置を講じるとともに、被災地の早期復旧・復興に向けての財政的支援、立法措置を速やかに講じるなど、万全の対策を求めるものである。

本市議会は、盛岡市民の皆様のご理解と御協力のもと、被災者の一刻も早い救済と生活再建、被災地の早期復旧・復興を図るため、最大限の努力と支援措置を講じることをここに表明する。

以上、決議する。

平成23年3月28日

盛岡市議会